



2023年12月21日

各 位

会社名 株式会社イーディーピー
代表者名 代表取締役社長 藤森 直治
(コード番号：7794、東証グロース市場)
問い合わせ先 代表取締役副社長 兼 総務部長 高岸 秀滋
(TEL 06-6170-3871)

特許実施権許諾変更契約締結のお知らせ

当社は、2023年12月21日開催の取締役会において、当社のダイヤモンド単結晶の製作のため使用している、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」といいます。）が保有する特許の実施権許諾契約（契約締結日：2015年10月6日、以下「原契約」といいます。）について、原契約の独占実施権の許諾期間の変更契約（契約締結日：2020年5月1日）に基づく独占実施権の許諾期間が2023年10月31日で満了したことに伴い、産総研の保有する特許の再実施許諾権付通常実施権を有する株式会社AIST Solutions（以下「AISOL」といいます。）との間で、2023年11月1日を開始日とする独占実施権許諾期間の変更契約を締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 契約の目的

当社は、産総研で開発した大型ダイヤモンド単結晶製作技術の事業化を目的として設立した経緯があり、原契約を締結して以来、産総研の保有する特許を使用してダイヤモンド単結晶の製作を行っており、製作技術の優位性を維持しております。

本件は、当社の事業にとり重要な技術に関する契約であり、引き続き産総研の保有する特許を使用するために、今回、特許の独占実施権許諾期間を延長する変更契約を締結することといたしました。

なお、産総研においては、現在AISOLが産総研の本件特許の再実施許諾権付通常実施権を有しており、2023年6月27日に産総研と当社との契約に関し、産総研の契約上の地位をAISOLへ移転する覚書を締結していることから、今回締結する契約より、AISOLと当社との契約となります。

2. 特許実施権許諾契約締結先の概要

(1) 名称	株式会社AIST Solutions
(2) 所在地	茨城県つくば市梅園一丁目1番地1
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 逢坂 清治
(4) 事業内容	産総研の有する知的資産や研究・技術設備などの研究リソースや技術コンサルティングなどの手法、ノウハウをベースに、マーケティング活動による共同研究や事業の共創、バリューチェーンの構築、

	スタートアップ事業の創出	
(5) 資本金	100百万円	
(6) 設立（創立）年月日	2023年4月1日	
(7) 大株主及び持株比率	国立研究開発法人産業技術総合研究所（100%）	
(8) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	特許実施権許諾契約以外に取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注) 「当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態」につきましては、AISOLは2023年4月1日設立であり、初年度の決算期末が到来しておらず該当事項がないことにより記載を省略しております。

3. 契約の概要

変更契約 締結年月日	変更契約における 独占実施権許諾期間	契約の名称	主な内容
2023年12月21日	2023年11月1日より 2026年10月31日まで	特許実施権 許諾契約	当社の製造技術に係る産総研特許の独占実施権契約。全部で内外の16件の特許について、独占実施権を当社に付与する。

- (注) 1. 上記の契約による独占的実施権の許諾期間満了後は、非独占的通常実施権が特許の存続満了日まで付与されることとなっております。
2. 上記の契約は、以下の事由に該当する時は、書面による通知をもってAISOLが当社に解約を申し入れることができることとなっております。
- (AISOLからの解約事由)
- ①当社が上記の契約に基づく特許実施権許諾の対価を支払わない時、又はそれらの支払いを著しく遅延した時
 - ②当社が、上記の契約に定める当社製品の販売状況に関する報告書の提出を著しく遅滞した時、又は帳簿の閲覧に正当な理由なく応じない時
 - ③当社が上記の契約に定める秘密保持義務を怠った時
 - ④当社が、直接間接を問わず、本契約に定める特許の有効性について争った時
 - ⑤当社が、本契約の履行について虚偽の報告その他不法行為をした時
3. 上記の契約は、以下の事由に該当する時は、書面による通知をもって当社が産総研及びAISOLに解約を申し入れることができることとなっております。
- (当社からの解約事由)
- ①AISOLが上記の契約に定める秘密保持義務を怠った時
 - ②本契約に定める特許の全部について拒絶すべき旨の査定もしくは拒絶をすべき旨の審決又は特許を無効にすべき旨の審決が確定した時
4. 上記の契約上の義務を履行しない場合には、15日以上期間を定め当該義務の履行に関する催告をし、当該期間内に相手方による履行がなされない時は、書面による通知をもって、AISOL又は当社が相手方に対し解約を申し入れることができることとなっております。

4. 今後の見通し

本契約は独占的実施権の許諾期間を変更するものであり、原契約のその他の事項に変更がありませんので、本契約締結に伴う追加費用の発生等はなく、業績に与える影響はございませんが、本契約の締結は中長期的な企業価値の向上に資するものと考えております。

以上